

目 次

まえがき

第1部 公共測量と作業規程	1
第1章 公共測量	3
1.1 測量と測量法	3
1.2 法における測量の種類	3
1.3 公共測量	7
1.4 公共測量と作業規程	7
1.5 準則の改正	8
1.6 準則及び公共測量作業規程の沿革	8
1.7 改正のポイント（令和7年の準則の一部改正）	12
1.7.1 全国の標高成果の改定に関する条文の改正	13
1.7.2 新しい標高体系に対応したGNSS標高測量の導入	13
1.7.3 「三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル」の準則への反映	13
第2章 公共測量と技術管理	14
2.1 公共測量と技術管理	14
2.1.1 計画機関が行う技術管理	14
2.1.2 作業機関が行う技術管理（品質管理）	15
2.2 測量成果等の電子納品	16
2.2.1 フォルダ構成	17
2.2.2 検符等及び第三者機関検定	20
2.2.3 電子成果品	24
2.2.4 ウイルス対策	25
2.2.5 使用文字	25
2.2.6 その他留意事項	25
第2部 「作業規程の準則」の解説	27
第1編 総 則	29
第1章 総 則（第1条～第17条）	31
1.1 概 説	31
1.2 逐条解説	31
第2編 基準点測量	49
第1章 通 則	51
1.1 基準点測量と基準点	51
1.2 測量の基準	51
1.3 衛星測位を基盤とする「測地成果2024」へ	52
1.3.1 世界測地系への移行	52
1.3.2 「測地成果2011」の公表	52

1. 3. 3	衛星測位を基盤とする標高体系への移行	52
1. 3. 4	地殻変動による測量成果の修正	53
1. 4	地心直交座標系	53
1. 5	緯度、経度及び平均海面からの高さ（標高）	54
1. 6	平面直角座標系	54
第1節	要 旨（第18条・第19条）	57
	要旨、基準点測量の区分	57
第2節	製品仕様書の記載事項（第20条）	57
	製品仕様書	57
第2章	基準点測量	59
2. 1	逐条解説	59
第1節	要 旨（第21条～第24条）	59
	要旨、既知点の種類等、基準点測量の方式、工程別作業区分及び順序	59
第2節	作業計画（第25条）	70
	要 旨	70
第3節	選 点（第26条～第30条）	70
	要旨、既知点の現況調査、新点の選定、建標承諾書等、選点図及び平均図の作成	70
第4節	測量標の設置（第31条～第33条）	72
	要旨、永久標識等の設置、点の記の作成	72
第5節	観 測（第34条～第39条）	74
	要旨、機器、機器の点検及び調整、観測の実施、観測値の点検及び再測、偏心要素の測定	74
第6節	計 算（第40条～第43条）	116
	要旨、計算の方法等、点検計算及び再測、平均計算	116
第7節	品質評価（第44条）	142
	品質評価	142
第8節	成果等の整理（第45条・第46条）	143
	メタデータの作成、成果等	143
第3章	レベル等による水準測量	150
第1節	要 旨（第47条～第51条）	150
	要旨、既知点の種類等、水準路線、レベル等による水準測量の方式、工程別作業区分及び順序	150
第2節	作業計画（第52条）	154
	要 旨	154
第3節	選 点（第53条～第57条）	155
	要旨、既知点の現況調査、新点の選定、建標承諾書等、選点図、平均図及び水準路線図の作成	155
第4節	測量標の設置（第58条～第60条）	157
	要旨、永久標識の設置、点の記の作成	157
第5節	観 測（第61条～第66条）	159
	要旨、機器、機器の点検及び調整、観測の実施、再測、検測	159
第6節	計 算（第67条～第70条）	174
	要旨、計算の方法、点検計算及び再測、平均計算	174
第7節	品質評価（第71条）	180
	品質評価	180

第8節	成果等の整理（第72条・第73条）	180
	メタデータの作成、成果等	180
第4章	G N S S 標高測量	183
第1節	要 旨（第74条～第77条）	183
	要旨、既知点の種類等、GNSS標高測量の方式、工程別作業区分及び順序	183
第2節	作業計画（第78条）	187
	要 旨	187
第3節	選 点（第79条～第82条）	187
	要旨、新点の選定、建標承諾書等、選点図及び平均図の作成	187
第4節	測量標の設置（第83条～第85条）	189
	要旨、永久標識の設置、点の記の作成	189
第5節	観 測（第86条～第91条）	190
	要旨、機器、機器の点検及び調整、G N S S 観測の実施、観測値の点検及び再測、 偏心要素の測定	190
第6節	計 算（第92条～第95条）	196
	要旨、計算の方法等、点検計算及び再測、三次元網平均計算	196
第7節	品質評価（第96条）	201
	品質評価	201
第8節	成果等の整理（第97条・第98条）	201
	メタデータの作成、成果等	201
第5章	復旧測量（第99条～第102条）	204
	要旨、復旧測量の作業区分、基準点の復旧測量、水準点の復旧測量	204
第3編	地形測量及び写真測量	別冊
第4編	地形測量及び写真測量（三次元点群測量）	別冊
第5編	応用測量	211
第1章	通 則	213
1.1	概 説	213
1.2	逐条解説	213
第1節	要 旨（第628条～第634条）	213
	要旨、応用測量の区分、使用する成果、機器、機器の点検及び調整、計算結果の表示単位、 標杭の材質、寸法等	213
第2節	製品仕様書の記載事項（第635条）	226
	製品仕様書	226
第2章	路線測量	227
2.1	逐条解説	227
第1節	要 旨（第636条・第637条）	227
	要旨、路線測量の細分	227
第2節	作業計画（第638条）	228
	要 旨	228

第3節	線形決定（第639条～第641条）	228
	要旨、方法、I Pの設置	228
第4節	中心線測量（第642条～第644条）	247
	要旨、方法、標杭の設置	247
第5節	仮BM設置測量（第645条～第647条）	252
	要旨、方法、標杭の設置	252
第6節	縦断測量（第648条・第649条）	252
	要旨、方法	252
第7節	横断測量（第650条・第651条）	255
	要旨、方法	255
第8節	詳細測量（第652条・第653条）	259
	要旨、方法	259
第9節	用地幅杭設置測量（第654条～第656条）	260
	要旨、方法、用地幅杭点間測量	260
第10節	品質評価（第657条）	263
	品質評価	263
第11節	成果等の整理（第658条・第659条）	263
	メタデータの作成、成果等	263
第3章	河川測量	264
3.1	概 説	264
3.2	逐条解説	264
第1節	要 旨（第660条・第661条）	264
	要旨、河川測量の細分	264
第2節	作業計画（第662条）	266
	要 旨	266
第3節	距離標設置測量（第663条・第664条）	266
	要旨、方法	266
第4節	水準基標測量（第665条・第666条）	270
	要旨、方法	270
第5節	定期縦断測量（第667条・第668条）	272
	要旨、方法	272
第6節	定期横断測量（第669条・第670条）	273
	要旨、方法	273
第7節	深浅測量（第671条・第672条）	274
	要旨、方法	274
第8節	法線測量（第673条・第674条）	279
	要旨、方法	279
第9節	海浜測量及び汀線測量（第675条・第676条）	280
	要旨、方法	280
第10節	品質評価（第677条）	282
	品質評価	282
第11節	成果等の整理（第678条・第679条）	282

メタデータの作成、成果等	282
第4章 用地測量	284
4.1 逐条解説	284
第1節 要 旨 (第680条・第681条)	284
要旨、用地測量の細分	284
第2節 作業計画 (第682条)	286
要 旨	286
第3節 資料調査 (第683条～第688条)	286
要旨、方法、公図等の転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者確認調査	286
第4節 復元測量 (第689条・第690条)	289
要旨、方法	289
第5節 境界確認 (第691条・第692条)	290
要旨、方法	290
第6節 境界測量 (第693条～第697条)	293
要旨、方法、用地境界仮杭設置、方法、用地境界杭設置	293
第7節 境界点間測量 (第698条・第699条)	300
要旨、方法	300
第8節 面積計算 (第700条・第701条)	301
要旨、方法	301
第9節 用地実測図データファイルの作成 (第702条・第703条)	305
要旨、作成	305
第10節 用地平面図データファイルの作成 (第704条・第705条)	307
要旨、作成	307
第11節 品質評価 (第706条)	309
品質評価	309
第12節 成果等の整理 (第707条・第708条)	309
メタデータの作成、成果等	309
第5章 その他の応用測量	310
5.1 概 説	310
5.2 逐条解説	310
第1節 要 旨 (第709条)	310
要 旨	310
第2節 作業計画 (第710条)	311
要 旨	311
第3節 作業方法 (第711条)	311
作業方法	311
第4節 作業内容 (第712条)	311
作業内容	311
第5節 品質評価 (第713条)	312
品質評価	312
第6節 成果等の整理 (第714条・第715条)	312
メタデータの作成、成果等	312

第3部 測量業務の設計と積算	313
第1章 要 旨	315
第2章 設計と仕様書	316
2.1 設計の目的と方法	316
2.1.1 設計の目的	316
2.1.2 設計の方法	316
2.1.3 設計における留意事項	317
2.2 仕様書の書き方	317
2.2.1 測量業務共通仕様書	317
2.2.2 製品仕様書	317
2.2.3 特記仕様書	317
2.3 例	318
第3章 積 算	338
3.1 予定価格の作成	338
3.2 測量業務費	339
3.2.1 測量業務費の構成	339
3.2.2 測量業務費構成費目の内容	339
3.3 測量業務費の積算方式	340
3.3.1 測量業務費	340
3.3.2 変化率の積算	342
3.3.3 技術管理費の積算	343
3.4 近接して発注したい場合の積算	345
3.5 安全費の積算	345
3.6 電子成果品作成費	345
第4章 公共測量の手続き	347
4.1 公共測量の手続きの意義	347
4.2 手続きの実際	349
4.2.1 公共測量作業規程の承認申請書・公共測量作業規程の変更承認申請書・公共測量作業規程 の廃止について（法第33条）：様式－1、2、3	349
4.2.2 公共測量実施計画書の提出（法第36条）：様式－4－1～5	349
4.2.3 測量標・測量成果の使用承認申請書の提出（法第26・30条）：様式－5	349
4.2.4 公共測量実施・終了の公示（法第39条（法第14条の準用））：様式－6、7	350
4.2.5 測量標（永久標識・一時標識）の設置に関する通知・公表及び永久標識の維持等に 関する通知（法第39条（法第21条の準用）・第37条）：様式－8、8－1、9	350
4.2.6 測量標（永久標識・一時標識）の移転・撤去及び廃棄に関する通知・公表 （法第39条（法第23条の準用）・第37条）：様式－10、10－1	350
4.2.7 測量成果の提出（法第40条）：様式－11	350
4.2.8 基本測量及び公共測量以外の測量（法第6条測量）の届出 （法第46条第1項）：様式－12	351
4.2.9 国土交通大臣が指定する公共測量（法第5条第2号）	351
4.2.10 測量成果等の保管の委託（法第42条第3項）：様式－13	351
4.2.11 測量成果の複製又は使用承認の申請の受理に関する事務の委託（法第42条第3項）：様式－14	351